

# 津市運動施設（津地域）指定管理者募集要項

令和3年8月

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

## 目次

1 指定管理者募集の目的	1
2 指定管理者が管理を行う施設	1
3 運動施設の管理運営方針	1
4 指定管理者が行う業務	2
5 指定期間	2
6 指定管理料	3
7 関係法令等の遵守	3
8 応募の資格	3
9 応募の手続	5
10 事業計画書	7
11 収支予算書	8
12 経費に関する事項	8
13 指定管理者選定の方法及び基準	11
14 指定管理者の指定及び協定に関する事項	13
15 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項	13
16 業務の継続が困難になった場合における措置	14
17 その他	15
18 申請の手続き	15
19 問い合わせ	17
(別紙1) 運動施設(津地域)指定管理者選定のスケジュール	18
(別紙2) 津市と指定管理者との責任分担表	19

## 1 指定管理者募集の目的

津市運動施設（津地域）（以下「運動施設」という。）は、市民のスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るために設置しています。当該施設の設置目的に即した管理運営を効果的、効率的に行い、もって市民の健康で文化的な生活の向上に資することを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる運動施設の指定管理者を募集するものです。

## 2 指定管理者が管理を行う施設

種 類	名 称	位 置
テニスコート	津市古道公園内テニスコート	津市南中央3番1号
	津市古河公園内テニスコート	津市東古河町5番地
	津市海浜公園内テニスコート	津市末広町24番32号
野球場等	津球場公園内野球場 (駐車場を含む)	津市本町31番1号
	津市北部運動広場	津市栗真中山町601番地3
	津市西部運動広場	津市産品1206番地
	津市乙部公園内運動広場	津市寿町5番地
	津市南部緑地公園内運動広場	津市高茶屋小森町4000番地
陸上競技場	津市海浜公園内陸上競技場	津市末広町24番32号
弓道場	津市三重武道館弓道遠的場	津市栗真中山町816番地11

※ 各施設の規模・構造については、津市運動施設（津地域）指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

※ 津市三重武道館弓道遠的場及び津球場公園内野球場駐車場（有料）については、令和4年度から新たに指定管理者が管理を行う施設となります。

## 3 運動施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の縮減を図ります。

- (1) 津市運動施設の設置及び管理に関する条例、津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則のほか、関係する法令、条例、施行規則、募集要項及び仕様書に示す基準を満たした管理運営を行うものとします。
- (2) 運動施設の施設及び設備については、利用者が安全に利用できることを最優先とし、全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、仕様書等に基づき適正な管理と保守点検を行います。
- (3) 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する管理運営を行います。
- (4) 事業計画書等に基づき、運動施設の効用を最大限に発揮できるよう日常の保守点検、施設等の機能向上や改良、改善に努め、創意工夫により、管

理経費等の縮減に努めます。

- (5) 利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行います。
- (6) 利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高めます。
- (7) 本市と密接に連携を図りながら管理運営を行います。
- (8) 本市の環境方針等に基づく環境に対する取組に努めます。
- (9) 事故防止、安全管理には、特段の注意と責任感をもって当たり、安全に安心して利用できる施設管理を行います。

#### 4 指定管理者が行う業務

##### (1) 業務の範囲

ア 条例第16条各号に規定する業務

- (ア) 運動施設の使用の許可に関する業務
- (イ) 運動施設の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (ウ) その他市長が必要と認める業務

イ 自主事業

本市におけるスポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るなどの運動施設の設置目的や市の特性等を踏まえたうえで、上記アの条例第16条各号に規定する指定管理者が行う業務のほか、運動施設の利用促進等、利用者サービスの向上、運動施設の収益性向上及び運動施設の活性化等を図るため、指定管理者のノウハウを活かして以下に掲げる自主事業を実施するものとします。

指定管理者は、自主事業を行うに当たっては、あらかじめその事業内容、収支計画、参加料、販売料等を明らかにした上で、本市の承認を得るものとします。この場合において、条件を付けて承認する場合があります。

指定管理者は、自らの責任と負担により自主事業を実施するものとします。指定管理料からの支出はできません。

自主事業については、指定管理者の候補者選定後にその実施の内容等に関し、改めて協議するものとします。

- (ア) 指定管理者が管理を行う施設を活用した各種大会、スポーツ教室、スポーツイベントの開催等に関する業務
- (イ) 指定管理者が管理を行う施設の利用促進・利用サービスの向上に関する業務

##### (2) 業務の留意事項

ア 行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等、法の規定により、市長の権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除かれます。

イ 運動施設の管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。なお、業務の一部については、事前に本市の承諾を受けた場合に限り、第三者に委託することができます。

#### 5 指定期間

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

この期間は、津市議会での議決が必要となりますので、ご留意ください。また、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

## 6 指定管理料

指定管理者は、運動施設の利用料金収入と本市からの指定管理料をもって運動施設の管理運営を行うものとします。

指定管理料については、平成30年度及び令和元年度の実績を参考に、年間の管理運営経費から利用料金収入を差し引いて算出し、一定の基準額を設定しています。この金額を上回る提案をした場合は失格となります。

また、本市では一般管理費として、本部人件費などの必要経費を一定の割合（人件費の10%）を設定し、計上しています。

指定管理料の上限については、次の表のとおりとし、消費税及び地方消費税額を含むものとします。なお、指定管理料の最終的な額は、指定管理者が応募に際して収支計画書に記載した管理運営経費の額を元に本市が精査し、指定管理者と調整のうえで決定します。

### 【指定管理料の参考金額（上限額）】

総額 263,500千円（5年間）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
51,700千円	52,200千円	52,700千円	53,200千円	53,700千円

## 7 関係法令等の遵守

運動施設の管理にあたっては、仕様書のほか、次の関係法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法ほか行政関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (3) 津市運動施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- (5) 津市個人情報保護条例
- (6) 津市個人情報保護条例施行規則
- (7) 津市情報公開条例
- (8) 津市情報公開条例施行規則
- (9) 津市行政手続条例
- (10) 津市行政手続条例施行規則
- (11) 都市公園法
- (12) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (13) その他運動施設を管理運営するための業務に関連するすべての法令等

## 8 応募の資格

(1) 応募者の形態・応募資格

応募者は、指定期間中、運営方針等に沿って安全かつ円滑に施設を管理運営し、本施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とします。

なお、法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。

ア 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納がないこと。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

ウ 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。

エ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

カ 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

キ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること。

ク 令和3年8月25日（水）に開催する説明会に参加できること。（応募に当たっての必須条件とします。共同事業体での応募の場合は、共同事業体を代表する法人等の参加を必須とします。）

## (2) 共同事業体の応募に関する事項

本施設のサービスの向上及び業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、共同事業体として応募することができます。この場合においては、次の事項に留意して応募してください。

ア 共同事業体で応募する場合は、その名称を設定し、代表する法人等を定めてください。この場合において、他の法人等は、当該共同事業体の構成員として扱います。なお、代表する法人等又は構成員の変更は認めません。

イ 協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。応募後の連絡及び選定後の協議は代表する法人等を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

ウ 共同事業体の構成員間における連帯責任の割合等については、共同事業体協定書で定めてください。

エ 代表する法人等にあつては「(1) 応募者の形態・応募資格」アからクまでの要件を全て満たすものとします。また、構成員となる法人等にあつては、アからキまでの要件を全て満たすものとします。

## 9 応募の手続

### (1) 応募書類

指定申請する法人等（以下「応募団体」という。）は次の書類を提出してください。

#### ア 申請書関係【各1部】

(ア) 津市運動施設（津地域）指定管理者指定申請書（第1号様式）

(イ) グループ応募構成届出書（委任状）（第2号様式）

(ウ) グループ応募構成届出書（責任体制）（第3号様式）

(エ) 団体間で締結した協定書又はこれに準ずるもの

※(イ)～(エ)は共同事業体による応募の場合のみ提出してください。

イ 法人等に関する書類関係【正本各1部、副本各2部（複写可）】※構成員ごと

- (7) 法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
  - (イ) 登記事項証明書（法人に限る。）、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し  
※指定申請書を提出する3ヶ月以内に取得したもの
  - (ウ) 印鑑登録証明書  
※指定申請書を提出する3ヶ月以内に取得したもの
  - (エ) 役員等の名簿  
※指定申請書を提出する時点のもので、氏名（フリガナ付）及び役職名、生年月日、住所又は居所を記載したもの
  - (オ) 経営状況を説明する書類  
※指定申請書を提出する日の属する事業年度から直近3ヶ年の法人等の事業報告書、収支決算書又は計算書類（損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び財産目録（主要科目の明細）、法人税申告書（内訳含む）の写し又はこれらに準ずる書類
  - (カ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書及び収支予算書、又はこれらに準ずる書類
  - (キ) 最新の国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の納税証明書（法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税）
  - (ク) 誓約書（第4号様式）
- ウ 提案書関係【正本各1部、副本各10部】
- (ア) 法人等の概要を記載した書類
  - (イ) 津市運動施設（津地域）指定管理者事業計画書（第5号様式又は第6号様式（別紙1～別紙8を添付））
  - (ウ) 指定管理者収支予算書（第7号様式又は第8号様式（別紙9及び別紙10を添付））
- (2) 提出書類の著作権  
応募書類の著作権は、それぞれ作成した応募団体に帰属します。（指定管理者に指定された事業者が作成した応募書類の著作権は市に帰属するものとして。）  
市は指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとしてします。
- (3) 提出書類の情報公開  
提出された書類は、情報公開の請求によって開示することがありますが、法人等の持つ独自のノウハウ等に関する情報については、開示しません。
- (4) 提出書類の留意事項
- ア 重複提案の禁止  
事業計画書等の提出は1組とします。複数の提案はできません。
  - イ 提案内容の変更禁止  
提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えによる提案内容の変更は原則として認めません。



なお、提案内容に影響のない範囲で明らかな誤字・脱字があるときは、こちらから修正を求める場合があります。

ウ 費用負担

応募に必要な費用は、応募団体の負担とします。

エ 使用言語及び通貨単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

オ 提出書類の取り扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、提出書類は、選定等のために必要な範囲で複製することがあります。

カ 様式

様式は原則として日本工業規格A4版とし、ファイルに綴じるなど、まとめて提出してください。

キ 押印

提出書類における申請者の押印について、自署の場合は、押印不要ですが、記名の場合は、押印が必要です。

ク 社名、ロゴ等の非表記

副本は、会社名、ロゴ等で法人等又は共同事業体が特定できないように作成してください。（黒塗り又は非表示としてください。）

## 10 事業計画書

(1) 「9 応募の手続き(1)ウ(イ)」に規定する事業計画書の作成にあたっては、以下の項目に留意してください。

ア 市民の平等な利用の確保

イ 運動施設の効用の最大限発揮

ウ 運動施設管理経費の縮減

エ 運動施設の良い維持管理保全

オ 市民サービスの向上

カ 個人情報保護

キ 関係法令の遵守及び運動施設利用の安全確保

(2) 魅力ある運動施設の運営及びサービスの提供を実現するための計画を具体的に記載してください。

ア 運営に関する基本方針

(ア) 総合的な基本方針と達成目標

(イ) 仕様書で示す指定管理者の各業務に関する基本方針

(ウ) 収支のバランス、コスト縮減等の経営方針

イ 運営計画

(ア) 次の業務について、令和4年度から令和8年度までの具体的な運営内容を記載してください。

a 運動施設維持管理業務

b 自主事業

(a) スポーツ教室の実施

(b) スポーツ大会及びイベントの実施

(c) 指定管理者が管理を行う施設の利用促進・利用サービスの向上に

関すること

(d) その他スポーツ振興事業の企画運営に関すること

※これらの事業実施にあたっては、特定非営利活動法人津市スポーツ協会等のスポーツ関連団体と提携・協働して実施するよう努めてください。

c 業務の一部について再委託する場合は、委託する業務内容、受託者選定方法、委託料等を含めた方針

d 個人情報の取り扱いについての考え方

ウ 組織及び人員配置計画

(ア) 適切な人員配置を考慮した組織図

a (公財)日本スポーツ施設協会公認スポーツ施設管理士の資格を有する者

b 乙種防火管理者の資格を有する者

c 職員の雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、業務内容、資格、技術等

d 人材育成方針及び職員の研修計画

エ 上記以外についての提案事項があれば、併せて記載してください。

## 11 収支予算書

収支予算書の作成にあたっては、運動施設の管理運営業務及び自主事業のそれぞれについて、令和4年度から令和8年度の収支予算を主な収入・支出項目に区分し、記載してください。また、予算の積算内訳についても必ず示してください。（様式は問いません。）

## 12 経費に関する事項

(1) 運動施設の収入

利用料金制を導入するため、本市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができま。また、本市が支払う指定管理料及び支払い方法については、予算の範囲内で年度ごとに締結する協定書で定めます。

過去3ヶ年の収入の実績は次のとおりです。

ア 収入の実績

(単位:円)

収入区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用料金収入	13,734,785	12,638,887	8,418,760
三重武道館弓道遠的場使用料収入	169,700	271,600	250,480

※令和4年度より新たに指定管理者による管理を行う津球場公園内野球場駐車場（令和3年7月1日供用開始）の利用料金収入については、含まれていません。

※令和2年度は津球場公園内野球場改修工事及び新型コロナウイルス感染症

による影響があります。

(2) 運動施設の管理運営に要する経費

運動施設の管理運営に要する経費から利用料金収入見込額等を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理料として支払います。過去3ヶ年の経費の実績額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりです。

ア 現行の指定管理施設の実績 (単位：円)

経費区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
消耗品・備品	916,361	819,080	949,358	2,684,799
燃料費	199,387	190,592	185,707	575,686
印刷製本費	129,060	341,507	356,726	827,293
光熱水費	8,219,681	7,638,343	6,808,599	22,666,623
修繕費	1,370,982	978,144	909,370	3,258,496
通信運搬費	396,849	413,927	386,360	1,197,136
手数料	20,216	12,288	32,650	65,154
保険料	235,810	234,140	236,550	706,500
委託料	9,370,512	9,439,822	8,192,364	27,002,698
使用料	299,687	316,393	272,428	888,508
原材料費	361,192	332,784	0	693,976
租税公課	2,080,293	2,528,262	2,688,150	7,296,705
その他維持管理経費	689,656	740,206	585,247	2,015,109
管理費計	24,289,686	23,985,488	21,603,509	69,878,683

※人件費を除く

イ 津市三重武道館弓道遠的場の実績 (単位：円)

経費区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
消耗品	42,120	0	81,092	123,212
光熱水費	99,353	122,017	114,232	335,602
修繕費	54,000	332,200	0	386,200
手数料	3,800	3,800	3,800	11,400
委託料	1,410,832	1,423,020	1,434,400	4,268,252
管理費計	1,610,105	1,881,037	1,633,524	5,124,666

(3) 修繕費の経費負担区分

項目	名 称	基準額 (税込)	津市	指定管理者		
施設の増改 築、設備更新	全施設		○			
施設の修繕	津球場公園内野球場 (駐車場を含む)	1件50万 円以上	○			
		1件50万 円未満		○		
	津市古道公園内テニスコート 津市古河公園内テニスコート	1件30万 円以上	○			
		津市海浜公園内テニスコート 津市北部運動広場 津市西部運動広場 津市乙部公園内運動広場 津市南部緑地公園内運動広場 津市海浜公園内陸上競技場 津市三重武道館弓道遠的場	1件30万 円未満		○	
	備品の修繕		津球場公園内野球場 (駐車場を含む)	1件30万 円以上	○	
				1件30万 円未満		○
			津市古道公園内テニスコート 津市古河公園内テニスコート	1件10万 円以上	○	
				津市海浜公園内テニスコート 津市北部運動広場 津市西部運動広場 津市乙部公園内運動広場 津市南部緑地公園内運動広場 津市海浜公園内陸上競技場 津市三重武道館弓道遠的場	1件10万 円未満	

※備品購入については、本市と協議を行う。(備品とは、津市会計規則に基づき、1年以上その形状を変えずに使用し、かつ、保存に耐え

得る物で、1個又は1組につき1万円以上のものとしします。)

- (4) 経費の支払い  
会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに支払います。
- (5) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの  
人件費（社会保険料等を含む）  
管理費（修繕費、光熱水費、委託料、燃料費、使用料、原材料費等）  
事務費（通信運搬費、手数料、消耗品費、備品購入費、印刷製本費等）  
※上記の他に、スポーツ教室等の自主事業の開催に要する経費は指定管理者による負担になります。
- (6) 経理に関する事項  
運動施設の指定管理業務に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分するものとしします。  
団体（法人）等自身の口座とは、別の独自口座で管理するものとしします。  
また、自主事業に係る収入・経費等は、条例第16条各号に規定する指定管理者が行う業務とは区分経理を行うものとしします。

### 13 指定管理者選定の方法及び基準

- (1) 選定委員会の設置  
指定管理者の選定に当たっては、「津市産業・スポーツセンター及び津市運動施設（津地域）指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。
  - (2) 選定の基準
    - ア 事業計画書による運動施設の運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること及びサービス向上が図られるものであること。
    - イ 事業計画書の内容が、運動施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
    - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
    - エ 運動施設の設置目的を達成するために必要な能力を有しているものであること。
- 以上のような選定の基準に照らすとともに、次に掲げる事項を考慮して、総合的に判断します。
- (ア) 運動施設運営の基本方針及び実施方針
  - (イ) 事業への具体的な取り組み方
  - (ウ) 運動施設の運営体制及び組織（人員配置、勤務体制、有資格者等）
  - (エ) 市民の雇用、高齢者の雇用
  - (オ) 業務の一部を委託する場合の市内本店業者の活用
  - (カ) 適正な管理及び経理の事務処理
  - (キ) 安全管理、緊急時の対応
  - (ク) 環境への配慮

(ケ) 障がい者等への配慮

(3) 選定委員会による審査及び選定

選定委員会において、第1次審査（提出された事業計画書等に基づく書類審査、3者程度を選定）、第2次審査（法人等又は共同事業体）によるプレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（30分程度）を行い、上記(2)の基準に基づき、選定委員会で総合的に審査して、優先交渉権者を選定します。

(4) 審査の日程等

第1次審査については令和3年9月下旬から10月上旬、第2次審査については令和3年10月中旬を予定しています。法人等又は共同事業体の出席を求める第2次審査の詳細については、第1次審査結果通知時にお知らせします。

また、第2次審査のプレゼンテーションにおいては、プロジェクターを使用した説明も可能としますが、提出された事業計画書等以外の資料を使用する場合（例：プレゼンテーション用に資料を加工する場合等）は、第2次審査の休日を除く3日前までに事務局に提出し確認を受けるものとします。

なお、プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、ウェブ会議システムを活用して実施する場合があります。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査終了後速やかに書面で通知します。また、審査結果については市のホームページ上でも公表します。

(6) 指定管理者の決定

優先交渉権者は、優先交渉権を有し、市と協議・交渉を行うものとなります。その合意内容を踏まえて、指定管理者候補者に決定します。その後、津市議会における指定管理者の指定議案の議決を経て基本協定を結び、正式に指定管理者を決定します。

本件については、令和3年第4回津市議会定例会（12月議会）への議案提出を予定し、同議会に指定管理料の限度額に係る債務負担行為の補正予算を計上する予定です。

なお、協議が成立しない場合や、指定管理者として本施設の管理運営を行うことが困難と判断される事情が生じた場合等は、市は原則として、次点者と協議を行うこととします。

(7) 失格の要件

応募する法人等又は共同事業体が次の要件に該当した場合は、失格とします。

ア 法人等又は共同事業体の代表者及び代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、若しくは、選定委員会委員に個別に接触した場合

- イ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ウ 複数の事業計画書等を提出した場合
- エ 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- オ 応募書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- カ その他不正行為があった場合

#### 14 指定管理者の指定及び協定に関する事項

- (1) 仮協定の締結  
本市と指定管理者の候補者は、指定管理者に指定されるまでの間は、仮協定を締結します。
- (2) 指定管理者の指定  
指定管理者の指定については、津市議会の議決が必要です。指定管理者の候補者について、津市議会定例会に指定管理者の指定に係る議案を上程し議会の議決が得られれば、当該候補者を指定管理者に指定することになります。
- (3) 協定の締結  
指定管理者の指定を受けた団体は、本市と運動施設の管理に関する協定を締結します。協定の主な内容は、次のとおりです。
  - ア 指定期間に関する事項
  - イ 利用の許可等に関する事項
  - ウ 事業計画に関する事項
  - エ 利用料金に関する事項
  - オ 事業報告及び業務報告に関する事項
  - カ 市が支払うべき指定管理料に関する事項
  - キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
  - ク 指定管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項等
- (4) 指定後の留意事項  
指定管理者の指定を受けた団体が、協定の締結までに法第244条の2第11項に規定する場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取消すことがあります。
- (5) 責任分担  
協定締結にあたり、本市が想定する責任分担の方針は別紙2「津市と指定管理者との責任分担表」のとおりとします。詳細は、協定の締結を行う際に定めることとします。

#### 15 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

- (1) 事業報告書の作成及び提出  
指定管理者は、毎年度の終了後30日以内に、運動施設に関する事業報告書を作成し、本市に提出するものとします。
- (2) 業務報告の聴取等  
本市は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求めるとともに、業務等の実施状況を確認するため、実地

調査、又は必要な指示をすることができるものとします。

(3) 業務の遂行に対する評価

本市は、指定管理者の適正なサービスの提供を確保するため、次のとおり管理運営について評価等を行うものとします。

ア 定期評価

本市は、指定管理者から提出された事業報告書等に関し、別途、締結する協定書に示す指定管理者の業務の水準等を満たしているかについて、確認を行うものとします。

イ 随時評価

本市は、必要があると認めるときは、運動施設の管理運営の内容及び経理の状況について、指定管理者に説明を求め、又は運動施設内への立入検査により確認を行うものとします。

(4) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する運動施設の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を本市に賠償するものとします。

「16 業務の継続が困難になった場合における措置」により指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、市に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により運動施設の利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償するものとします。ただし、その損害が本市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

(6) 保険の付保

指定管理者は、業務の実施にあたり、自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入するものとします。

## 16 業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、本市は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。

その場合において、指定管理者に損害が生じても、本市は賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき主な事由は、以下のとおりです。

ア 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合

イ 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合

ウ 協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合

エ その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の締結解除の申出があった場合

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去



するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他本市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、本市と協議することができるものとします。

協議の結果、やむをえないと判断された場合、本市は指定の取消しを行うものとします。

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、本市は是正や改善等必要な指示を行うこととします。なお、指定管理者が指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

## 17 その他

(1) 準備行為

指定管理者は、指定期間の開始前に本市との協議を行ったうえで、指定管理に係る必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引継ぎ、研修等を行うものとします。なお、その経費負担は、指定管理者の負担とします。

(2) 業務の引継ぎ

指定期間の終了時において、指定管理者は、指定期間終了後の施設又は設備等の利用に係る利用料金を収受している場合は、当該利用料金を次期指定管理者等に引き継ぐものとし、次期指定管理者等が、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう必要な引継ぎを行うものとします。

(3) 原状回復義務

指定管理者は、指定期間が終了したときは、運動施設の施設及び設備を速やかに原状に回復するものとします。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、津市個人情報保護条例を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じるものとします。

(5) 情報の公開

指定管理者は、運動施設の管理運営に関して保有する情報について情報公開請求があった場合は、関係法令に基づき対応するものとします。

(6) 連絡調整会議の設置

本市と指定管理者は、運動施設の管理運営業務等を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設置するものとします。

(7) その他業務の実施条件等

その他業務の実施条件、緊急時の対応、指定管理料及び利用料金、指定又は指定の取消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、協定で定めるものとします。

## 18 申請の手続き

申請にかかる経費はすべて応募団体の負担とします。

(1) 募集要項及び仕様書等の配布

募集要項、仕様書及び申請書類（以下「募集要項等」という。）につい

ては、令和3年8月6日（金）より市のホームページで公開します。  
なお、原則として窓口での配布は行いません。

(2) 説明会及び現地見学会（参加必須）

ア 日時及び場所

日時：令和3年8月25日（水）午後1時から  
場所：海浜公園内運動施設管理事務所内会議室  
津市末広町24番32号

イ 参加申込方法

第9号様式「津市運動施設（津地域）指定管理者に係る説明会及び現地見学会の参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれかの方法でお申し込みください。参加人数は、1団体3名以内でお願いします。なお、持参の場合を除いて、必ず電話にて到達を確認してください。

(ア) 申込期限：令和3年8月20日（金）午後5時まで（必着）

(イ) 送付先：津市北河路町19番地1メッセウイング・みえ内  
津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課  
電話 059-229-3254  
Fax 059-229-3247  
E-mail 229-3254@city.tsu.lg.jp

ウ 内容

(ア) 募集要項・仕様書などに基づいた応募説明（30分程度）

(イ) 施設の見学会（全施設・計4時間程度）

エ 注意事項

当日は、本市では募集要項等は準備しませんので、参加者で持参してください。

質問については、書面形式を基本に次の(3)の手続きによるものとしている関係上、当日はお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 質問事項

質問がある場合は、第10号様式「津市運動施設（津地域）指定管理者募集要項等に関する質問書」を電子メールで提出してください。なお、電話等、口頭による質問は受付ません。

ア 受付期間

令和3年8月25日（水）から同年8月27日（金）午後5時まで

イ 送付先

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課  
E-mail 229-3254@city.tsu.lg.jp

ウ 回答

令和3年9月2日（木）午後5時までに、市のホームページで、全質問とその回答を公表します。

(4) 公募参加表明の受付

本件に応募する法人等は、以下に基づき公募参加表明書を提出してください。なお、この書類は、応募の意思を確認するものですので、応募する

法人等は必ず提出してください。共同事業体により応募する場合には、代表となる予定の法人等が提出してください。

なお、第11号様式「津市運動施設（津地域）の指定管理者公募に係る公募参加表明書」の提出以降、応募を辞退する場合は、第1次審査結果通知までに、辞退届（任意様式）を提出してください。

ア 受付期間

令和3年9月2日（木）から同年9月14日（火）午後5時まで  
（必着。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）

イ 受付時間

受付期間中の午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法及び提出場所

第11号様式「津市運動施設（津地域）の指定管理者公募に係る公募参加表明書」に必要事項を記入の上、持参、郵送いずれかの方法で津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課へ提出してください。

(5) 応募書類の提出

指定申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに持参してください。

ア 提出期間

令和3年9月2日（木）から同年9月27日（月）午後5時まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。）

イ 受付時間

受付期間中の午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

津市北河路町19番地1メッセウイング・みえ内  
津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

19 問い合わせ

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

〒514-0056 三重県津市北河路町19番地1メッセウイング・みえ内

電話 059-229-3254

Fax 059-229-3247

E-mail 229-3254@city.tsu.lg.jp